

令和6年4月1日より、 ひまわり給食の利用料が変わります

岡山市

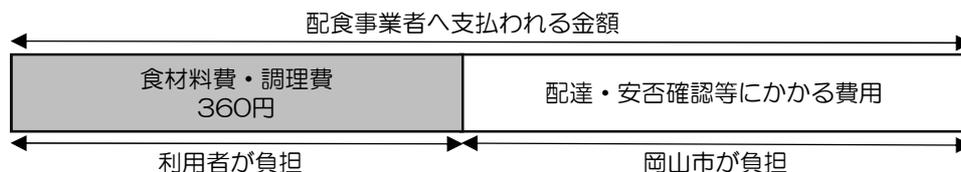
改定内容

令和6年3月31日利用分まで・・・1食あたり360円（消費税込）

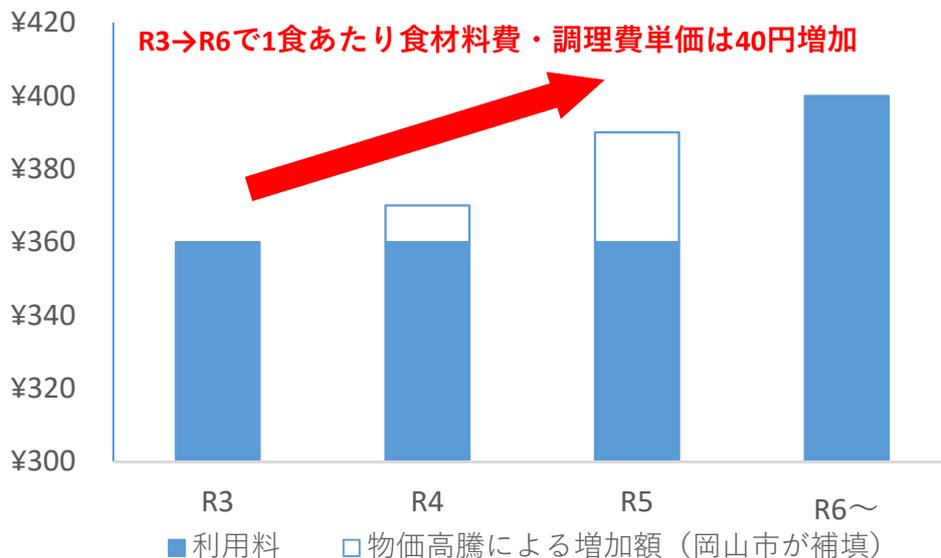
令和6年4月1日利用分より・・・1食あたり400円（消費税込）

改定の経緯

- ひまわり給食は、一人暮らし高齢者の方などにお昼のお弁当を提供し、ふれあいを通じた健康状態の把握・必要時緊急連絡先への連絡など日常生活の支援として実施しています。
- 利用者の皆さまには、ひまわり給食を提供するために必要な費用のうち、食材料費・調理費のみを利用料としてご負担いただいております。



- ひまわり給食の利用料は、平成26年の価格改定以降、1食あたり360円（消費税込）に据え置いてきましたが、昨今の食材料費高騰により、現在の1食あたりの食材料費・調理費単価では、これまでの献立内容を維持することが困難になってきました。



- 令和4年度および令和5年度については、急激な物価高騰による利用者及び事業者への負担を軽減するため、食材料費・調理費等の物価高騰による増加額について、国の支援金を活用し岡山市が補填してまいりました。
- このような状況を踏まえ、現在の給食の質と量を維持し、高齢者の方へ栄養バランスに配慮した食事を居宅まで安定的に提供するためには、ひまわり給食利用料の適正化が必要となっていることから、このたび、ひまわり給食利用料の引き上げを決定し、令和6年4月から改定することといたしました。